省　令

○総務省令第九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十二日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備） **第二十七条の二**　法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの ［イ～ニ　略］ ホ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定する特定携帯電話用設備（第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「特定携帯電話用設備」という。） ヘ　［略］ ［三　略］ （内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等） **第二十七条の二の二**　［略］ 2　法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。 一　様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次のイ及びロのいずれにも該当するもの イ　前年度末における利用者の数が百万以上であること。 ロ　電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。 二　電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの （事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備） **第二十七条の四**　法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。 ［一　略］	（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備） **第二十七条の二**　［同上］ ［一　同上］ 二　電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの ［イ～ニ　同上］ ［新設］ ホ　［同上］ ［三　同上］ （内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等） **第二十七条の二の二**　［同上］ 2　法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　前年度末における利用者の数が百万以上であること。 二　電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。 （事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備） **第二十七条の四**　［同上］ ［一　同上］